

トキでつサポーターズクラブ サポート団体 募集 !!

みんなで
えちごトキめき鉄道を
盛り上げてね!



サポーターズクラブと協力して、えちごトキめき鉄道の利用促進や沿線地域の活性化に協力いただける団体等を募集中です。

活動内容

クラブと協力して活動していただきます!

活動 その1

利用促進活動・沿線地域の地域活性化活動

活動 その2

サポート団体連絡会議への参加

活動助成金

クラブはサポート団体の利用促進活動等を支援します!

特典

サポート団体だけのお得な特典がいっぱい!

特典 その1

登録証の交付

特典 その2

イベント列車や沿線の催し物などの情報提供



トキてつサポーターズクラブは、えちごトキめき鉄道沿線地域の皆様や全国の鉄道ファンの皆様から広くご利用いただくとともに、沿線地域の活性化を図るため、設立したクラブです。現在、クラブに協力して活動していただける沿線地域のサポート団体を募集中です。

■ 活動内容

ご協力いただける範囲で活動に参加していただけるようお願いします。

活動 その1

利用促進活動・沿線地域の地域活性化活動

サポーターズクラブが行う駅周辺や駅舎の美化活動（花植え、清掃等）や駅周辺でのイベント開催など、えちごトキめき鉄道の利用促進活動や沿線地域の地域活性化活動に協力をお願いします。

また、サポート団体には各地域で利用促進活動等に取り組んでいただきます。

活動 その2

サポート団体連絡会議への参加

えちごトキめき鉄道(株)とサポート団体の代表者等で組織する「サポート団体連絡会議」に参加することができます。

会議はサポート団体同士の情報交換や交流促進の場になります。

会議では、サポーターズクラブの活動計画等について検討します。

■ 活動助成金

サポーター（サポーターズクラブの会員）から頂いた会費の一部をサポート団体が実施する利用促進活動や地域活性化活動等の活動経費に対して、活動内容等を審査の上、助成する予定です。

■ 特典

特典 その1

登録証の交付

サポート団体だけのオリジナル登録証です。

特典 その2

イベント列車や沿線の催し物などの情報提供

会報やEメールを通じて、サポート団体へ優先的にイベント列車などの情報を提供します。郵送またはEメールのいずれかを選択していただきます。

また、サポート団体の構成員へEメールにより、同様に情報を提供します。

■ 登録方法

1 登録申込書の提出

登録申込書に必要事項を記入し、えちごトキめき鉄道(株)に郵送、FAX 送信、メール送信、あるいは持参のいずれかの方法で提出して下さい。

あて先 〒942-0003 新潟県上越市東町 1-1

トキてつサポーターズクラブ事務局 (えちごトキめき鉄道(株)内)

FAX 025-543-3170 Eメール supporter@echigo-tokimeki.co.jp

ホームページ <http://www.echigo-tokimeki.co.jp>

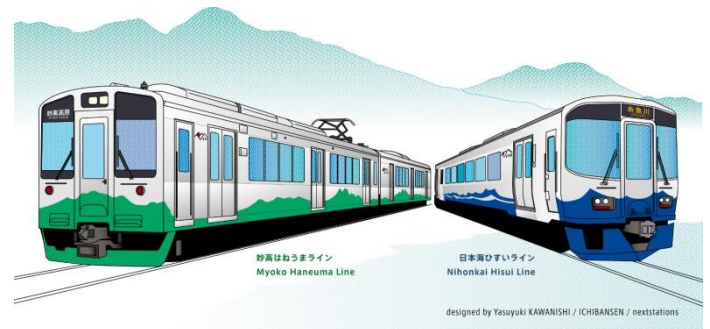
2 登録証の交付

登録申込書を提出いただいた後、確認したうえで、登録証を交付いたします。

えちごトキめき鉄道とは・・・

- 2015年(平成27年)3月14日の北陸新幹線の金沢開業に伴い、経営が分離された旧・北陸本線の直江津駅ー富山県境と旧・信越本線の直江津駅ー長野県境の運営を行っている第三セクターの鉄道です。
- えちごトキめき鉄道(株)は、地域の皆様の大切な“足”として、これからもずっと便利にお使いいただき、地元の魅力的な観光資源を最大限に生かして、

『地域に愛され 地域とともに 地域の未来を創ります』



お問い合わせ先・お申込み先

〒942-0003 新潟県上越市東町 1-1

トキてつサポーターズクラブ事務局 (えちごトキめき鉄道(株)内)

電話 025-543-7889 (平日 8:30~17:30) FAX 025-543-3170

Eメール supporter@echigo-tokimeki.co.jp

ホームページ <http://www.echigo-tokimeki.co.jp>

(名称)

第1条 当クラブは「トキてつサポーターズクラブ」(以下「クラブ」という。)と称する。

(所在地)

第2条 クラブを次の所在地に置く。
新潟県上越市東町1番地1 えちごトキめき鉄道株式会社内

(目的)

第3条 クラブはえちごトキめき鉄道の利用促進を図り、鉄道を活用して沿線地域の発展に寄与することを目的とする。

(サポーター、サポート団体及び協賛店)

第4条 「サポーター」とは、前条の目的に賛同し、所定の手続きと会費の納入が完了し、クラブに登録された者をいう。

2 「サポート団体」とは、前条の目的に賛同し、所定の手続きが完了し、クラブに登録された団体等をいう。

3 「協賛店」とは、前条の目的に賛同し、所定の手続きが完了し、クラブに登録された店舗及び施設等をいう。

(会計年度)

第5条 クラブの会計年度は3月1日より翌年の2月28日(または29日)までの1年間とする。

(経費)

第6条 クラブの経費はサポーターが納入した会費その他の収入をもって充てる。

(事業)

第7条 クラブは次に掲げる事業を行う。

(1) 第2条に掲げる目的達成のための事業

(2) 第2条に掲げる目的達成に資する活動を行う者に対する支援

(3) 沿線住民のマイレール意識向上及びサポーターの増加のための活動

(サポーター)

第8条 サポーターは次のとおり区分する。

名称	対象	備考
(1) 一般会員	入会時に中学生以上の者	
(2) こども会員	入会時に小学生以下の者	入会には、保護者が一般会員として入会することが条件
(3) サポート団体	サポート団体	
(4) 終身名誉会員	株主	入会手続きは不要
(5) 特別会員	クラブが特に依頼した者等	

2 クラブはサポーターの登録手続き等について、別途定める。

(会費)

第9条 会費は次のとおりとする。

(1) 一般会員

ア 3年プラン 1人 2,500円 イ 5年プラン 1人 4,000円

(2) こども会員

ア 3年プラン 1人 1,300円 イ 5年プラン 1人 2,000円

(3) サポート団体及び終身名誉会員

会費の納入を免除

(4) 特別会員

会員ごとにクラブが別途定める

(有効期間)

第10条 有効期間は次のとおりとする。

(1) サポーターズクラブ会員の有効期間は、4月1日より翌年の3月31日までを1年と数える。

(2) 会員の区分は下記のとおりとする。

ア 一般会員及びこども会員

① 平成27年3月31日以前にサポーターとなった者

(イ) 3年プラン 平成30年3月31日まで (ロ) 5年プラン 平成32年3月31日まで

② 平成27年4月1日以降にサポーターとなった者

(イ) 3年プラン 入会日の2年後の年度の3月31日まで (ロ) 5年プラン 入会日の4年後の年度の3月31日まで

イ サポート団体

サポート団体である期間

ウ 終身名誉会員

株主である期間

エ 特別会員

会員ごとにクラブが別途定める。

(役員)

第11条 クラブに、次の役員を置く。

(1) 会長 1名 (2) 副会長 1名 (3) 監事 2名以内

2 会長はクラブを代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

4 監事はクラブの財産の状況及び事業の執行状況を監査する。

(任期)

第12条 会長、副会長及び監事の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補充により選任された役員等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(特典)

第13条 サポーターはクラブが別途定める特典を受けることができる。

(退会)

第14条 一般会員及びこども会員は次のいずれかに該当する場合、クラブを退会したものとし、以後、会費の徴収および特典の提供は行わない。なお、有効期間

の途中で退会しても、会費の返還は行わない。

(1) 更新手続きを行わずに会員の有効期間が経過した者。

(2) クラブ事務局に対し退会の意思表示を行った者。

(3) 第17条の規定に該当し、会員資格を喪失した者。

(サポート団体)

第15条 サポート団体はサポート団体連絡会議に参加し、クラブの活動計画等について検討するなど、クラブの運営に参画することができる。

2 クラブはサポート団体の登録手続き及び活動等について、別途定める。

(助成金)

第16条 クラブは第2条に掲げる目的達成に資する活動を行うサポート団体に対して、活動内容等を審査の上、活動経費の助成金を交付する。

2 クラブは助成金の交付等について、別途定める。

(協賛店)

第17条 協賛店はサポーターに対して、協力できる範囲で商品の割引や無料提供等のサービスを提供する。

2 クラブは協賛店の登録手続き及び提供サービス等について、別途定める。

(資格の喪失)

第18条 サポーター、サポート団体及び協賛店は次のいずれかに該当する場合は、ただちに資格を喪失する。

(1) 本会則に違反した場合。

(2) クラブ及びえちごトキめき鉄道㈱の名誉を著しく傷つける行為を行ったと事務局が判断した場合。

(会則の改正)

第19条 本会則は必要に応じて見直しを行い、変更内容はサポーター及びサポート団体に周知する。

(事務局)

第20条 クラブの事務局は、えちごトキめき鉄道株式会社内に置く。

(設立年月日)

第21条 クラブの設立年月日は平成26年8月8日とする。

(その他)

第22条 本会則のほか、クラブ運営上必要な事項は別途定める。

(附則)

この会則は平成27年3月14日から施行する。

(附則)

この会則は平成29年3月1日から施行する。

(附則)

この会則は平成29年4月12日から施行する。